

報告第4号

専決処分の報告について（和解）

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年8月31日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

報告理由

和解について専決処分したので、報告するものです。

和解について

和解額	200,000円
事件の概要	和解の相手方が、市内小学校の卒業アルバムの制作請負契約の履行中に、契約の範囲外の撮影をしていたことを受け、学校長が契約解除したことにより、当該和解の相手方に損害が生じたとして、平成30年11月28日付けで松戸簡易裁判所に訴状が提出された。
和解の相手方	市内在住 個人
専決処分日	令和2年7月17日
和解条項	<p>1 我孫子市（以下「甲」という。）は、和解の相手方（以下「乙」という。）に対し、本件解決金として、200,000円の支払義務があることを認める。</p> <p>2 甲は、乙に対し、前項の金員を、令和2年8月末日限り、乙の指定する金融機関口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は甲の負担とする。</p> <p>3 乙は、その余の請求を放棄する。</p> <p>4 甲及び乙は、甲と乙との間には、本和解条項に定めるほか何らの債権債務がないことを相互に確認する。</p> <p>5 訴訟費用は、各自の負担とする。</p>